



2026年5月14日

各 位

会 社 名 ス テ ラ ケ ミ フ ァ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 橋 本 亜 希
(コード番号：4109 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 小 池 み ゆ き
(TEL. 06-4707-1511)

株主提案書面の受領および当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日付で、当社株主であるNippon Active Value Fund plc（以下「本提案株主」といいます。）より、2026年6月19日開催予定の第83期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案

(1) 本提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

(2) 議題

定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(3) 本株主提案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案書の記載を原文のまま掲載したものであります。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社においては、有価証券報告書には株主の皆様をはじめとする投資家の皆様の意思決

定に有用かつ信頼性の高い情報が豊富に含まれていることから、投資家の皆様と当社との間の建設的な対話のさらなる充実化等の観点からは、有価証券報告書を定時株主総会開催日の3週間以上前に開示することが最も望ましいとされていると理解しております。そのため、昨年は2025年3月期に係る有価証券報告書を定時株主総会開催日の1日前に開示しておりますが、現在、有価証券報告書を、定時株主総会開催日に先立って、投資家の皆様による検討に必要な期間を十分に確保できる時期までに開示することを実現すべく、それに向けた対応の検討を鋭意進めているところです。この点、現行の決算日を基準日とする実務を維持したまま有価証券報告書を定時株主総会開催日の3週間以上前に開示することは、実務上、相当な負担を伴うと考えられているため、有価証券報告書を定時株主総会開催日の3週間以上前に開示することを実現するためには、現行法制下でも可能である、定時株主総会の議決権基準日を後倒しにすることで定時株主総会の開催時期を後倒しにするとの方法が、最も現実的かつ有力な選択肢であると考えられていると承知しております。

もともと、議決権基準日を後倒しにすることで定時株主総会の開催時期を後倒しにするとの方法については、例えば、①決算日と期末配当の基準日を変更せずに議決権基準日のみを後倒しにすることで基準日株主の確定作業が2回必要となるうえに、株主総会関係書類と配当関係書類を別々に郵送する必要がある結果、その作業負担および費用が増加すること、②役員を選任時期が後倒しになることによる新体制でのスタートの遅れ等の役員人事への影響が生じること、③第1四半期決算に係る開示業務と株主総会準備業務が重複することによって事務負担が増加すること、④事業年度末日から事業報告の提出までの期間が伸張し、事業報告上の後発事象の対象期間が伸張すること、⑤定時株主総会の開催時期を7月または8月にする、真夏の開催による熱中症のリスクや夏期休暇への影響等が生じること、といった複数の実務上の課題があるとの指摘もなされています。当社においては、これらの指摘されている課題を踏まえ、議決権基準日の在り方について鋭意検討を進めておりますが、議決権基準日を後倒しにする場合には、定時株主総会の開催や有価証券報告書の作成・提出に至るまでの一連の手續およびこれらに関連して影響を受ける社内関係各部署における業務との関係を含め、具体的にどの時点が議決権基準日とすることが、株主の皆様をはじめとする投資家の皆様にとって望ましく、かつ、当社においても実務上の対応が可能であるか等を慎重に検討する必要がありますが、検討すべき事項が多岐にわたることから、現時点においては確定的な結論を得るには至っておりません。

加えて、現在、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において取り纏められた「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」では、事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化に関して、「一本化」（有価証券報告書を電子提供措置開始日までに提出する場合には事業報告等の作成義務を負わないものとする）や、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の一元化が検討されており、また、金融庁においても、有価証券報告書の記載事項の整理の検討を進めるなど、有価証券報告書の定時株主総会前の開示を促進するための環境整備の検討が進められており、当社としては、これらの動向も注視しながら、対応の検討を進める必要があると考えております。

本株主提案は、議決権基準日を現在の毎年3月31日から毎年5月15日に変更することを求めるものですが、以上のとおり、当社においては、有価証券報告書の定時株主総会前の開示を促進するための環境整備の動向を注視しつつ、議決権基準日を後倒しにする場合でも具体的にどの時点が議決権基準日とすることが最も望ましいものであるかについて、当社の業務執行に及ぼす多岐にわたる影響を踏まえ、さらなる検討を進める必要があることから、本定時株主総会において議決権基準日の変更について株主の皆様にお諮りすることは、時期尚早であると考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、本年4月10日に公表されたコーポレートガバナンス・コードの改訂案の原則1-2の解釈指針において、有価証券報告書を定時株主総会開催日の3週間以上前に開示するための選択肢として株主総会開催日や議決権基準日を後倒しにすることも含めて検討する旨が明記されたことを踏まえ、当社においては、引き続き、有価証券報告書を、定時株主総会開催日に先立って、投資家の皆様による検討に必要な期間を十分に確保できる時期までに開示することを実現すべく、それに向けた対応の検討を鋭意進めてまいります。

第1 提案する議題

1 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第12条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| (定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 <u>2 (新設)</u> | (定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月15日</u> とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u> |

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関及びアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本提案は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値及び資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

以上